

宮崎大学工学教育研究部学術刊行物規程

〔平成 24 年 4 月 1 日〕
制 定
改正 平成 29 年 10 月 17 日

第1条 宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）は、学術刊行物として宮崎大学工学部紀要（以下「紀要」という。）を電子媒体として毎年1回発刊する。

第2条 紀要は、本学部における学術研究の成果並びに活動状況を発表し、学内外との学術交流を果たすことを目的とする。

第3条 投稿代表者は、工学教育研究部の教員とする。

第4条 紀要の編集は、宮崎大学工学教育研究部広報・地域連携委員会（以下「広報・地域連携委員会」という。）が行う。

第5条 投稿締切日、電子化経費、その他紀要の発刊に関連する必要事項は、広報・地域連携委員会で決定するものとする。

第6条 紀要への投稿は、広報・地域連携委員会の指定する様式に従って行い、広報・地域連携委員を通じて行うものとする。

第7条 紀要への投稿物の掲載に当たっては、次に掲げる区分を設ける。

- (1) 学術論文（総合論文）
- (2) 学術論文（研究報告論文）
- (3) 資料

2 前項第1号への投稿は、和文又は英文を原則とし、未発表の研究論文、既発表論文の集大成又は内容を追加・補充し、論文としたものを原則とする。

3 第1項第1号は、広報・地域連携委員会が査読者を選出し、審査の後、掲載の可否を決定する。

4 第1項第2号への投稿は、和文又は英文を原則とし、未発表論文であるものとする。その掲載に当たっては、関係教員了承済みのものを原則とする。

5 第1項第3号への投稿は、調査・実験などで得られた有益な資料などを対象とし、その採否は広報・地域連携委員会が行う。

第8条 紀要に掲載された投稿物の著作権は、原則として本学部に帰属し、本学部はそれらの投稿物を「宮崎大学学術情報リポジトリ」に登録できるものとする。

第9条 第3条、第6条及び第7条に定めるもののほか、投稿に関する必要事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 宮崎大学工学部学術刊行物規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成29年10月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。